○文化庁告示第三十号

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準（昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 〔芸能関係〕<br>［略］<br>〔工芸技術関係〕<br>陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの<br>〔生活文化関係〕<br>生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの | 〔芸能関係〕<br>［同上］<br>〔工芸技術関係〕<br>陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

## 附　則

この告示は、公布の日から施行する。